

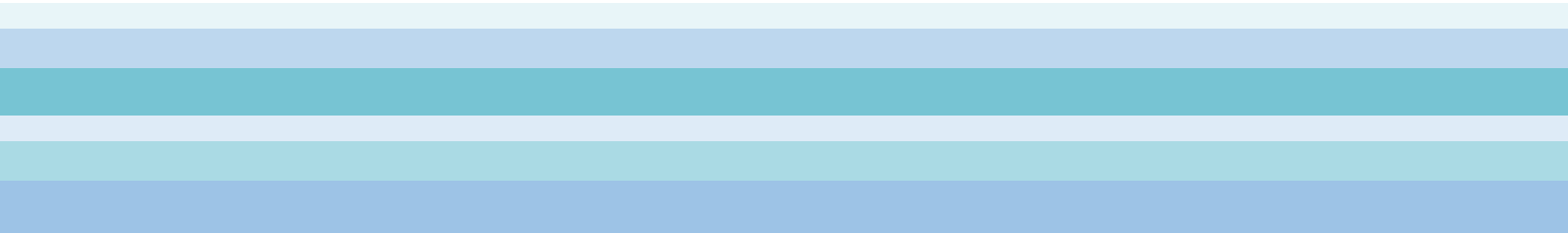
第五期武蔵野市環境基本計画

(中間まとめ案)

武蔵野市 令和2年11月

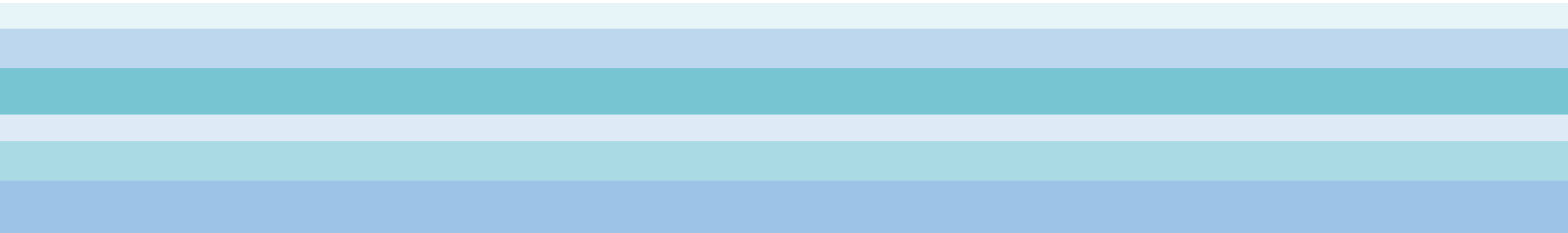
目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の対象.....	4
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の進行管理.....	5
第2章 武蔵野市の環境の現状と特色・課題.....	7
1. 武蔵野市の環境の現状～現状を明らかにする4つの視点～	8
2. 武蔵野市の環境の特色・課題.....	24
第3章 武蔵野市の環境施策が目指すもの	27
1. 基本理念	28
2. 施策体系	29
3. 全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～	30
4. 環境方針	32
資料編	43



第1章

計画の基本的事項



1 計画の目的

環境問題は多岐にわたります。

ますます暑くなっていく地球、これまでに経験したことのない台風や大雨、絶滅に瀕するたくさんの生物、大気や水質の汚染、ごみの処理や資源の再利用、隣家からの騒音や悪臭、ペットとの上手な付き合い方。

環境問題は多様で、それぞれに深刻です。そして、例えばプラスチックの問題がごみの問題であると同時に化石燃料の問題でもあり、また海洋汚染の問題でもあるように、それぞれの問題が分野を超えて複雑に絡み合っています。

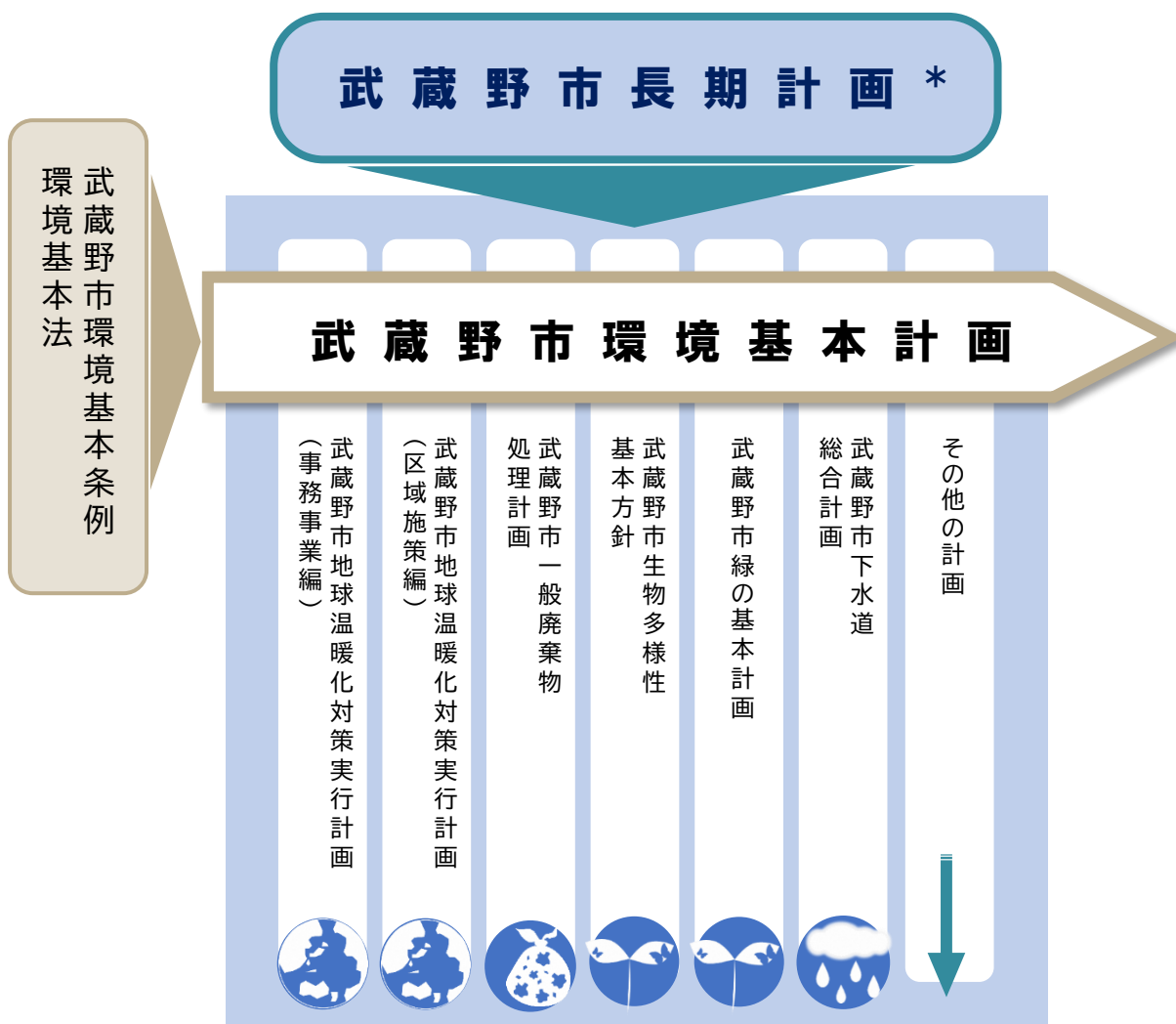
では、このような環境問題に対して、私たちは何をすべきでしょうか。一人ひとりの日々の小さな行動の積み重ねが大切であることは間違いありません。この意味でまず何より、行政はもちろん、市民や事業者がそれぞれに環境配慮を心がけていく必要があります。

ただしその上で、行政には環境に関してさらなる責務があると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的に捉えながら、市民や事業者と連携するためのネットワークを構築し、総合的な解決策を実行することを通じて次世代に住みよいまちを引き継ぐ責務です。

このことを前提に、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、本市の環境施策を体系化し、総合的・計画的・効果的に推進するために、本計画を策定します。なお、本計画は平成27年度に策定した第四期環境基本計画の計画期間が令和2年度末までであったことと、本市の状況や社会環境が大きく変化したことを踏まえ、同計画を改定したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、市の行う環境施策について大きな方向性を示す計画として、第3章で設定する基本理念を軸に、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱います。



- ・武蔵野市都市計画マスタープラン*
- ・武蔵野市地域公共交通網形成計画
- ・武蔵野市自転車等総合計画
- ・子どもプランむさしの
- ・武蔵野市農業基本計画
- ・武蔵野市学校基本計画
- ・武蔵野市地域防災計画 等

3 計画の対象

(1) 主体

本計画は原則として行政の行う環境施策を対象とします。ただし、環境に関する取り組みの担い手である市民や市民団体、事業者等の行動にも触れ、またこれらの方々と行政の連携についても記載します。

(2) 分野

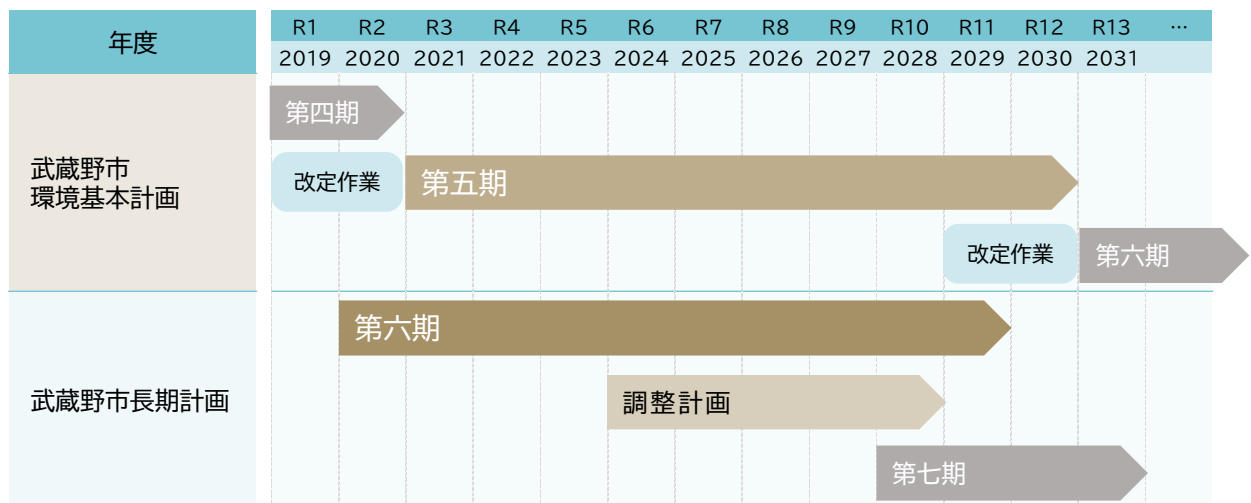
本計画は環境の意味を広く捉えますが、原則として、①地球温暖化・エネルギー、②廃棄物、③自然環境、④都市環境、⑤公害・災害の大きく5つの分野を取り扱うこととします。さらに、これらの分野の全てに共通する前提として、環境啓発についてもひとつの項目として取り扱います。

(3) 地域

本計画は市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政境と関係なく広域にまたがっていることから考えて、本市が多摩地域内で担う役割や、他自治体との連携についても記載することとします。

4 計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、毎年度行う計画の評価結果や、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行います。

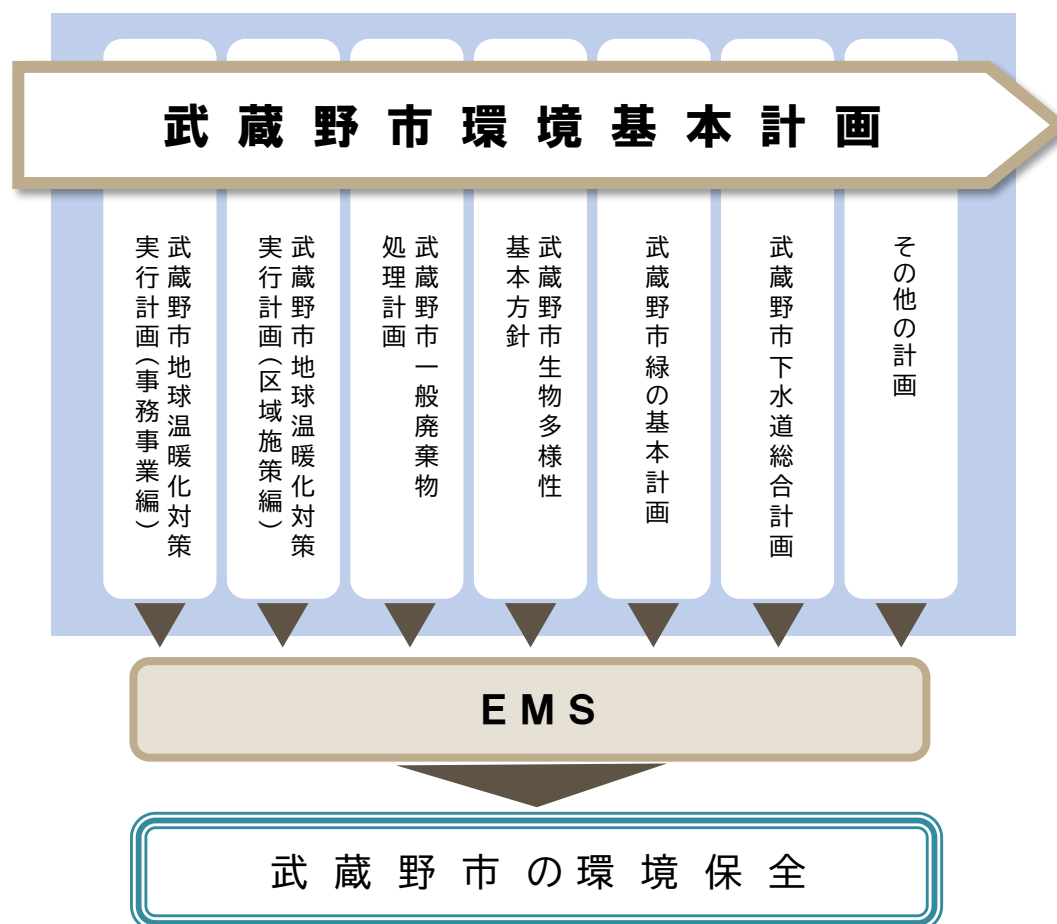


5 計画の進行管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策のレベルでの進行管理は各個別計画に委ねることとし、本計画においては第3章で示す環境方針ごとに総合的な視点で評価を行い、これをもって進行管理とします。評価は年次報告書「武蔵野市の環境保全」に記載し、環境市民会議の審議を受けるとともに、市民にも公表します。また、評価を受けて、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて本計画を改定します。

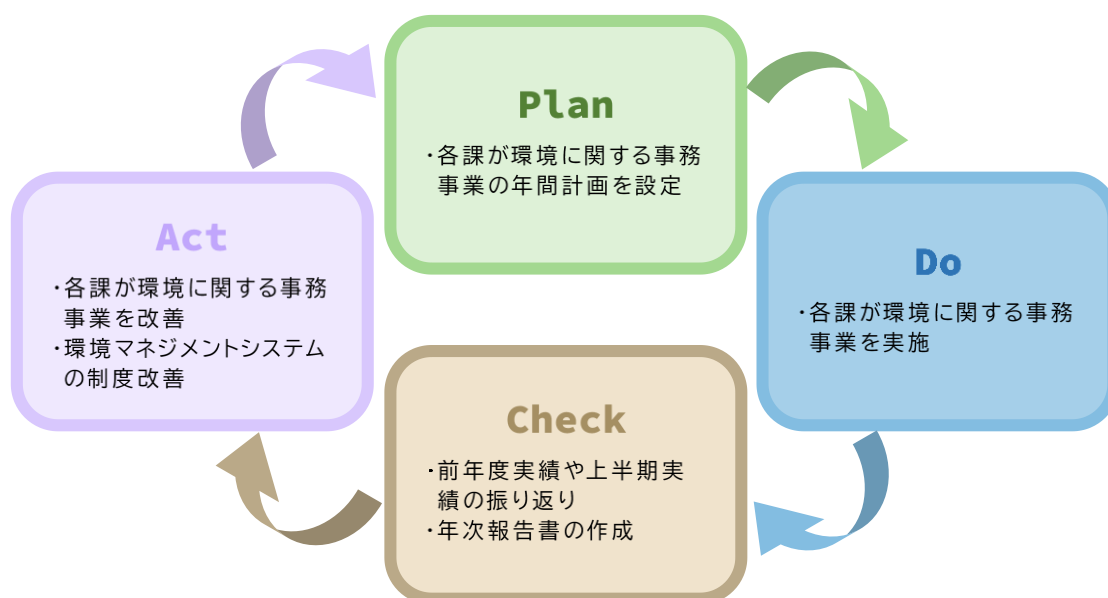
環境基本計画と環境マネジメントシステム*の関係性について

各個別計画における具体的な施策の進行管理には、環境に関する事務事業を管理する仕組みである武蔵野市環境マネジメントシステム（EMS）を活用することとします。EMSを通じて管理された施策群の評価が上述の環境方針ごとの評価になるため、環境基本計画を推進するツールでもあると言えます。



*環境マネジメントシステムとは

本市では平成 12（2000）年より ISO14001*に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷*の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。そして、平成 29（2017）年 4 月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001 の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム（EMS）に移行しました。新しい EMS はそれまでの EMS よりも環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしており、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。





第2章

武蔵野市の環境の現状と特色・課題



1 武蔵野市の環境の現状～現状を明らかにする4つの視点～

ここでは、「市の概況」「前計画の進捗」「市民・事業者向けアンケートの結果」「市を取り巻く社会環境の変化」の4つの視点から、本市の環境の現状を明らかにしていきます。

視点1 市の概況

地勢・気候・人口等の本市の基本的情報をもとに、環境の現状を明らかにします。

① 地勢・気候

本市は東西 6.4km、南北 3.1km に広がり、面積は 10.98 km²です。(図表1) 武蔵野台地に立地し、表層はローム質(火山灰質)で、下層の礫層には地下水が豊富にあります。標高は 50～65mの概ね平坦な地形です。

夏季多雨多湿、冬季少雨乾燥の太平洋側気候で、関東平野南部の一般的な気候と言えます。ただし、主にヒートアイランド現象*と地球温暖化の影響で、成蹊気象観測所によれば市内の平均気温はおおむねここ 100 年の間に約 3℃上昇しています。(図表2)

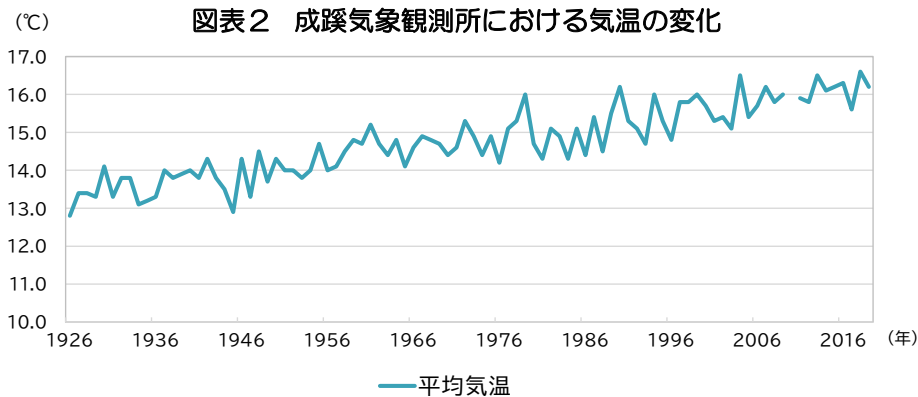
また、近年の異常気象により、局所的豪雨が発生することがあり、近年では平成 29(2017)年8月に最大 60 分雨量 66.5mm を記録しました。

図表1 武蔵野市域



出典：武蔵野市地域生活環境指標

図表2 成蹊気象観測所における気温の変化



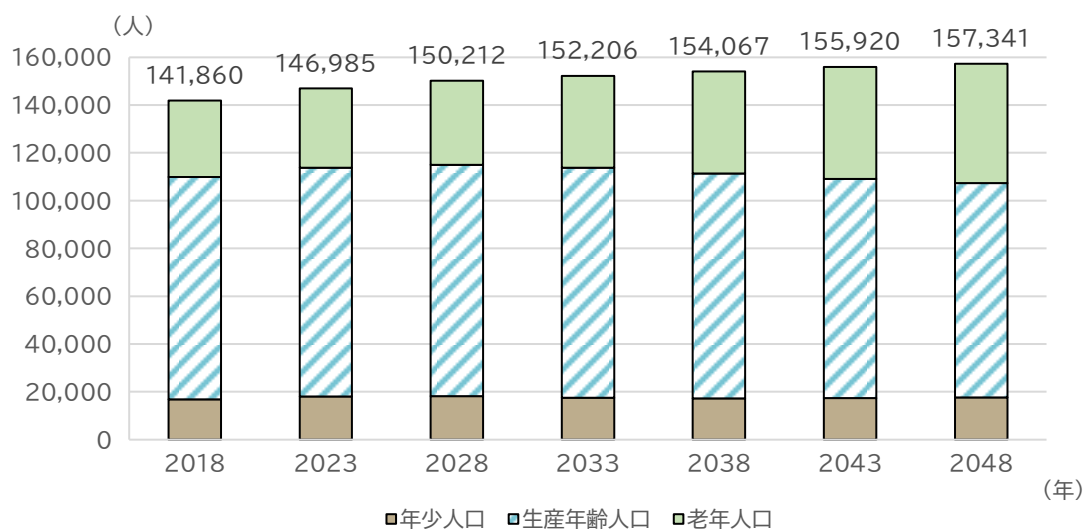
成蹊気象観測所データから作成

② 人口

平成30（2018）年に本市で実施した人口推計では、平成30（2018）年に141,860人だった人口は、令和30（2048）年に157,341人になるという人口増加が予想されています。ただし、年少人口は緩やかな減少傾向にあり、将来的な生産年齢人口（15～64歳）の減少、一層の高齢化が見込まれます。（図表3）また、世帯構成の割合は核家族世帯と単独世帯で大半を占めており、今後もこの傾向は続くと考えられます。（図表4）

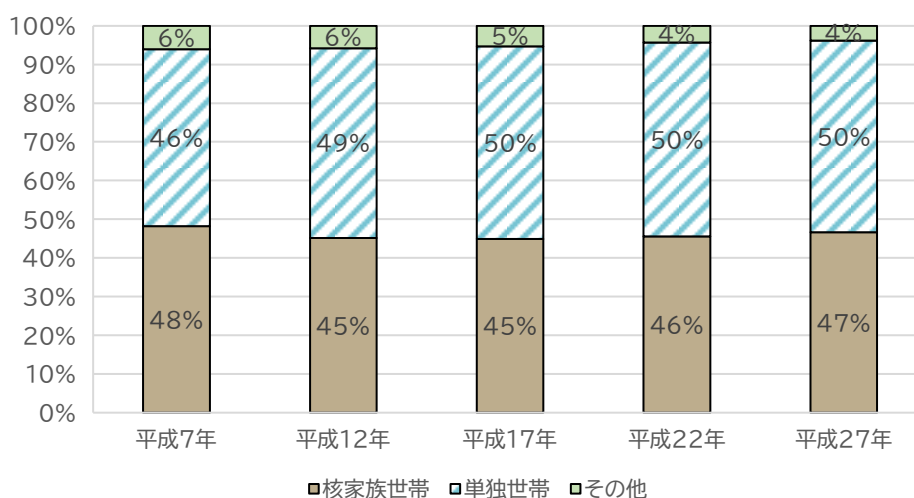
また、人口密度が高いことも本市の特徴で、東京23区を除く全国792市の中で第2位、東京都の市では第1位となっています。（図表5）

図表3 人口推移の予想



武蔵野市の将来人口推移から作成

図表4 世帯構成割合の推移



国勢調査結果から作成

図表5 人口密度の高い市町村（東京23区を除く）

順位	自治体名	人口密度(人/㎢)
1	埼玉県蕨市	14,681.21
2	東京都武蔵野市	13,508.74
3	東京都狛江市	13,112.36
4	東京都西東京市	13,066.73
5	大阪府大阪市	12,162.46
6	東京都三鷹市	11,722.84
7	大阪府守口市	11,192.92
8	東京都国分寺市	11,150.96
9	東京都小金井市	11,134.07
10	東京都調布市	11,105.19

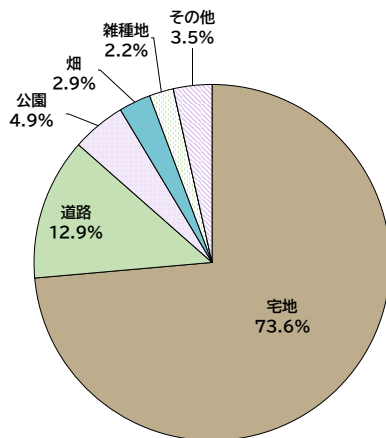
平成27年国勢調査結果から作成

③ 土地利用

市全域が既成市街地化しており、土地利用を地目別に見ると宅地が73.6%、道路が12.9%を占めています。また緑被地として、公園地が4.9%、畑等が2.9%を占めています。（図表6、平成31（2019）年1月1日現在）。新たな土地開発の余地はほとんど残っておらず、近年、地目別面積に大きな変動は見られません。

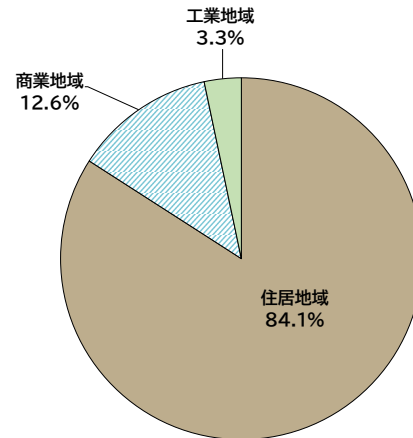
都市計画用途地域*の指定は、住居系84.1%、商業系12.6%、工業系3.3%で、住宅都市としての土地利用構成が明確になっています。（図表7）

図表6 土地利用状況



（平成31（2019）年1月1日現在）
2019市勢統計から作成

図表7 用途地域別面積



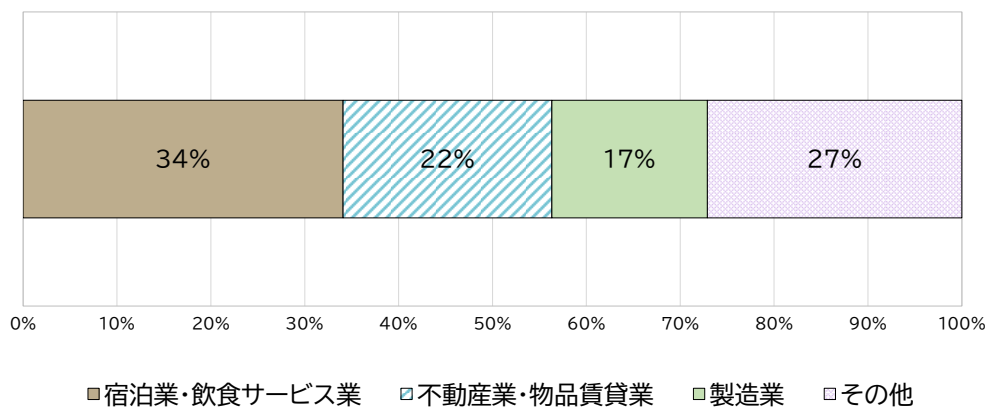
（平成31（2019）年4月1日現在）
2019市勢統計から作成

④ 産業

本市の産業は第3次産業が主で、事業所の業種では「宿泊業、飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」が約6割を占めています。(図表8)

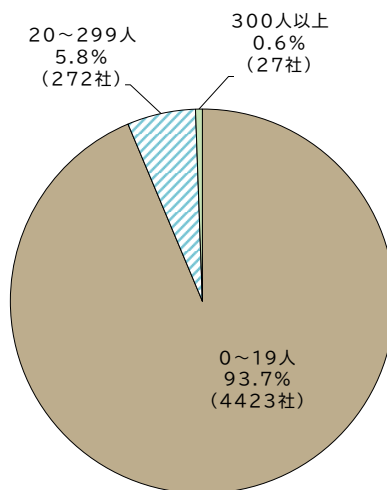
従業者数は、9割以上が20人未満であり、市内産業の中心は中小企業・小規模事業者であると言えます。(図表9)

図表8 売上高でみた産業構成比



平成28年経済センサス活動調査結果から作成

図表9 従業員数規模別企業数(平成28(2016)年)



平成28年経済センサス活動調査結果から作成

視点2 前計画の進捗

第四期環境基本計画は、目指すべきまちの姿（環境像）として「～私たちがつくる スマートシティむさしの～ 主体的な行動が創り出す 人と自然が調和した新たな環境都市」を掲げ、6つの環境方針をもって「スマートシティ」の実現への道筋を示していました。この進捗状況をもって、現状を明らかにします。

環境像	環境方針	施策の展開
主体的な行動が創り出す 私たちがつくる スマートシティむさしの 人と自然が調和した新たな環境都市	環境方針1 市民・事業者・行政(市)の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(1)環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化 (2)環境学習・体験等の取組の充実 (3)環境に関する市民活動への支援 (4)環境啓発施設の開設
	環境方針2 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消*～	(1)新しいエネルギーへの対応 (2)家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化 (3)民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応 (4)公共施設における効率的なエネルギー活用
	環境方針3 ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～	(1)市民・事業者・行政(市)の連携の再構築 (2)ごみの発生抑制 (3)ごみ・資源の循環利用の推進 (4)ごみ処理のコストと環境負荷削減 (5)新しいごみ処理施設の稼働
	環境方針4 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(1)市民・事業者との連携による緑化の推進 (2)潤いのある緑環境の形成 (3)自然に配慮した水辺環境の整備 (4)武蔵野市らしい生物多様性の確保 (5)周辺地域との広域的な連携 (6)都市農業への支援
	環境方針5 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(1)環境に配慮したまちづくり (2)まちの景観保全 (3)美しく清潔なまち (4)歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間 (5)公共交通の活用と渋滞緩和
	環境方針6 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(1)都市型公害への対応 (2)生活公害への対応 (3)新たな環境問題への対応 (4)水の安定供給 (5)水循環システムの確立

個別計画に基づく各種事業の推進

環境方針1

「市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～」の進捗

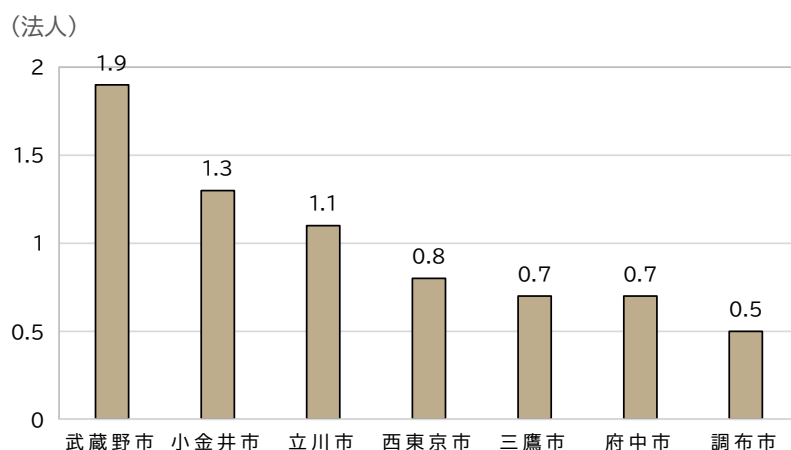
市民や市民団体・事業者・行政（市）が行う環境に関する啓発等の取組を、各主体の連携のもとで総合的に実施しようとする方針です。

進捗状況

- 令和2（2020）年11月には、旧クリーンセンターの事務所棟及びプラットフォームを再利用した全市民的な環境啓発施設「むさしのエコreゾート」が開館しました。同施設は、あらゆる領域の環境分野を取り扱う環境啓発の拠点としての役割が期待されています。
- むさしの環境フェスタや、水の学校、環境の学校といった環境啓発事業を多様な市民団体や事業者と連携しながら実施してきました。その際、環境の表面的な情報にとどまることなく、原因や根源まで深く掘り下げたような質の高い情報の提供を心がけました。
- パリ協定の採択を受けて、平成28（2016）年から国は「クールチョイス」（地球温暖化対策に資するあらゆる『賢い選択』を促す国民運動）を推進してきました。本市もこれに加盟し、市民等に対して積極的に啓発を行いました。
- 平成29（2017）年4月より、市の環境配慮行動を管理する仕組みとして、従来のISO14001に基づく環境マネジメントシステムを見直し、「武蔵野市環境マネジメントシステム」（EMS）に発展させました。制度の透明性を確保し、また市民や事業者の環境マネジメントにつなげるために、仕組みや結果は市ホームページで公開しています。

図表10 人口1万人あたりのNPO法人数（環境の保全分野）

※本市の環境に関する市民団体は、近隣市と比べて多いことがわかります。



内閣府 HP（令和2（2020）年5月6日時点）から作成

環境方針2

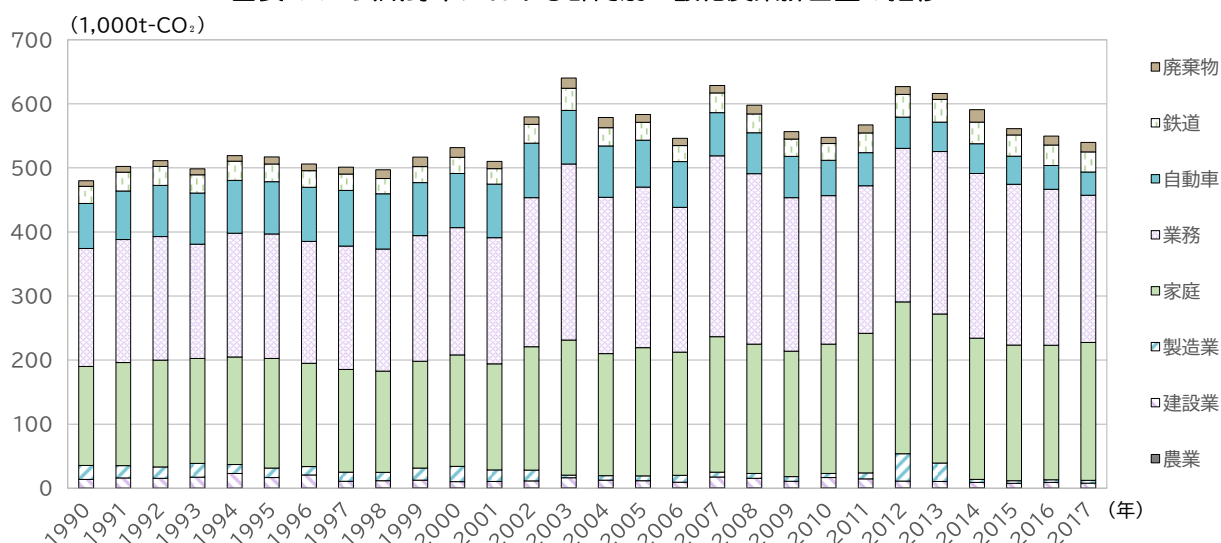
「低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消*～」の進捗

地球温暖化対策として、省エネ・創エネ、新エネルギーの活用といった各種エネルギー施策を進め、エネルギーの地産地消都市の形成を目指す方針です。

進捗状況

- 公共施設の効率的なエネルギー活用としては、従来から行っている太陽光パネルの設置・運用のほかに、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト」による地域エネルギー融通システムが令和2（2020）年度から稼働しています。これは、平成29（2017）年に本格稼働した「武蔵野クリーンセンター」のごみ発電*を中核とし、周辺の公共施設と市立18小・中学校を連携させ、地域全体でエネルギーを融通するシステムで、公共施設におけるエネルギー地産地消のモデルケースとして期待されています。
- 新しいエネルギーを活用する事業として、家庭用使用済食用油によるバイオディーゼル燃料化、地中熱・温度差エネルギーの活用、水素自動車の公用車としての導入等を推進してきました。
- 本市のエネルギー消費は約4割が家庭におけるものです。家庭におけるエネルギー利用の効率化を推進するために、「効率的なエネルギー活用推進助成制度」を着実に運用してきました。平成30（2018）年には、従来からの太陽光発電*システムや燃料電池*コージェネレーション*システム等に加えて、蓄電池システムや既設窓の断熱改修も助成の対象としました。
- 事業者との連携については、平成29（2017）年に施行した「建築物の環境配慮指針」に基づき、建築物の省エネルギー化に関する指導を行っています。しかし、従来からの制度であるグリーンパートナー事業や省エネルギー設備等導入資金の融資あっせんといった事業は、件数の減少や伸び悩みが見られ、事業者に十分に活用されているとは言い難い状況です。
- 本市の排出する二酸化炭素排出量は、電力の二酸化炭素排出係数*の変化に伴い大きく増減しながら推移してきましたが、近年は減少傾向にあります。（図表11）

図表11 武蔵野市における部門別二酸化炭素排出量の推移



みどり東京・温暖化防止プロジェクト*資料から作成

環境方針3

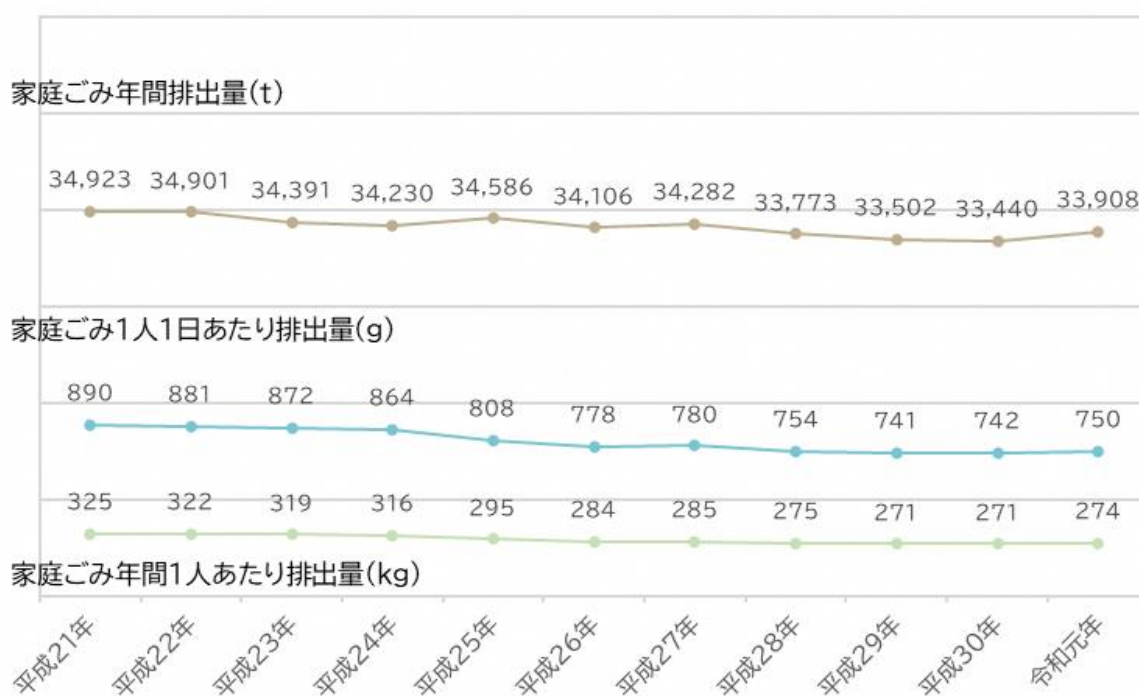
「ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～」の進捗

市民生活や事業活動等において、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、適正な資源化処理（リサイクル）を行い、持続可能な循環型社会の形成を目指す方針です。

進捗状況

- 平成29（2017）年に「武蔵野クリーンセンター」が本格稼働しました。最新鋭のプラント設備を導入し、環境に配慮した施設として運営しています。ごみの焼却熱により蒸気と電気を生み出し、周辺公共施設にエネルギーを供給していることから、ごみの分野だけでなくエネルギーの分野にとっても重要な施設です。また、年間約2万人が訪れる見学者コースでは、ごみ処理の流れがわかりやすく解説されており、ごみに関する啓発施設としての側面もあります。
- 一人当たり家庭系ごみの排出量は、本市の削減目標600グラムは超過しているものの、丁寧な啓発により減少傾向にあります。（図表12）ごみの再利用と再資源化については、剪定枝葉の堆肥化や小型廃家電製品のマテリアル回収等によって着実に推進されています。

図表12 家庭系ごみ排出量の推移



令和2年版 事業概要 廃棄物の抑制・再利用と適正処理（武蔵野市）から作成

- ごみ処理のコストと環境負荷を低減させるために、令和元（2019）年にごみ収集頻度を見直しました。また、平成29（2017）年に本格稼働した武蔵野クリーンセンターは、設計段階から施設完成後の管理・運営まで一体的な事業として捉えるDBO方式*を採用したため、運営コストの低減が図られました。

環境方針4

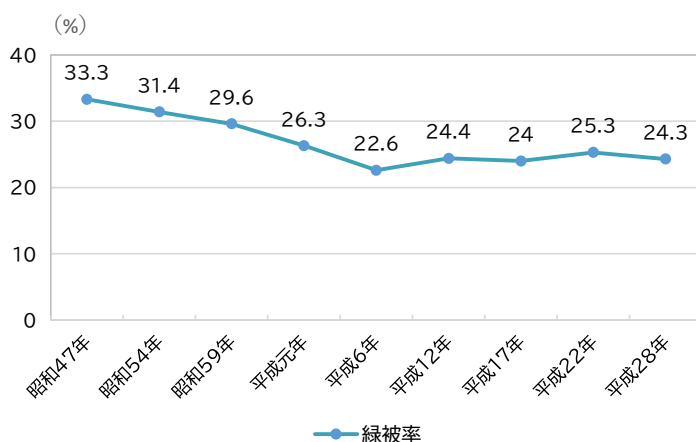
「生物多様性*に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～」の進捗

生物多様性を念頭に置いた緑と水の有機的なネットワーク形成を図り、人と自然が共生した環境都市の形成を目指す方針です。

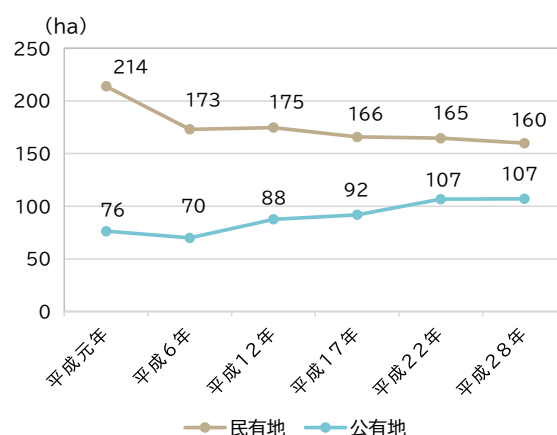
進捗状況

- 平成 29 (2017) 年4月に武蔵野市生物多様性基本方針を策定しました。これに基づき、本市らしい生物多様性のあり方を検討するために、平成 30 (2018) 年度と令和元 (2019) 年度に市内の生物生息状況調査を行いました。環境省や都のレッドリストに掲載されている希少種も多数確認された一方、ミシシippアカミミガメやハクビシンといった侵略的な外来種や害獣・害虫も確認されました。
- 緑と水の保全・創出のために、公園や緑地の整備、仙川や千川上水の水辺空間の整備を進めてきました。民有地においては、引き続き接道部緑化助成や保存樹林*等の指定事業を進め、市民や事業者との連携を深めてきました。また、平成 27 (2015) 年には「緑の保全サポート制度」を創設し、ボランティアの方々にも民有地の緑の保全のためにご協力いただきました。
- 生産緑地*や農地の減少幅をできる限りおさえるべく、登録農地制度*や補助金制度を運用してきました。加えて、令和 2 (2020) 年には、東京都の補助金の対象外となる小規模農家等に対する補助事業を開始しました。
- 緑被率については、近年は横ばいの状況が続いています。(図表 13)) また、緑の面積の割合は、公有地(公園等) 4割に対し、民有地(住宅の庭木等) 6割となっています。しかし、開発行為や維持管理の負担により民有地の緑は減少傾向にあり、これに伴い公有地の割合が大きくなっています。(図表 14)

図表 13 緑被率の推移



図表 14 緑の公有地・民有地内訳



武蔵野市自然環境等実態調査報告書(平成28年度)から作成

環境方針5

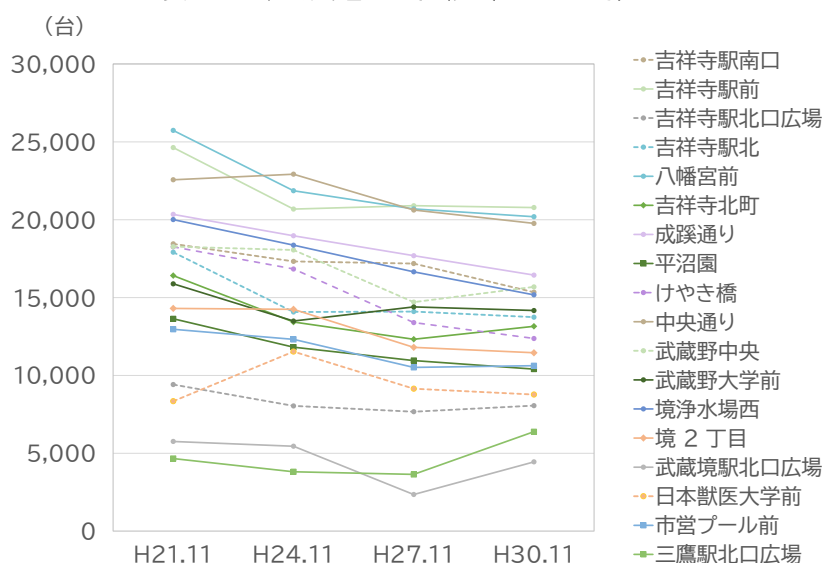
「環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～」の進捗

まちづくり関連施策と連携しながら、ハード・ソフトの両面から環境に配慮したまちづくりを進めていこうとする方針です。

進捗状況

- 都市マスタープランや関連計画には環境に配慮したまちづくりについて記載されており、これがまちづくりにおける基本理念の一つになって各種施策に通じています。また、平成 29（2017）年に、本市の公共施設等を総合的にマネジメントするために公共施設等総合管理計画が策定され、環境の配慮の観点からも公共施設の再整備を行う旨が記載されました。
- 建築物の環境負荷を低減するために、平成 29（2017）年7月より建築物環境配慮指針を運用し、建築主に環境配慮の指導を行ってきました。
- 景観、美化については、引き続き電線類の地中化や屋外広告物*対策、空き地・空き家対策、ポイ捨て対策等を推進してきました。とりわけ、平成 29（2017）年に施行した武蔵野市空き家等の適正管理に関する条例により、景観保全だけでなく、安全の確保の観点からも、空き家対策が大きく前進しました。また、電線類の地中化については、平成 28（2016）年に景観整備路線事業計画（第2次）を策定し、事業化路線について推進してきました。
- 交通については、自転車駐輪場の整備等、二酸化炭素を排出しない乗り物である自転車に関する施策を推進してきました。また、二酸化炭素や排気ガスの排出の増加につながる自動車の渋滞を緩和するため、ムーバス*の運行やパーク・アンド・バスライド*システムの運用、幹線道路等の整備、吉祥寺駅周辺の荷捌き駐車対策等を推進してきました。

図表 15 車両交通量の推移（7～19時）



統計でみる武蔵野市から作成

環境方針6

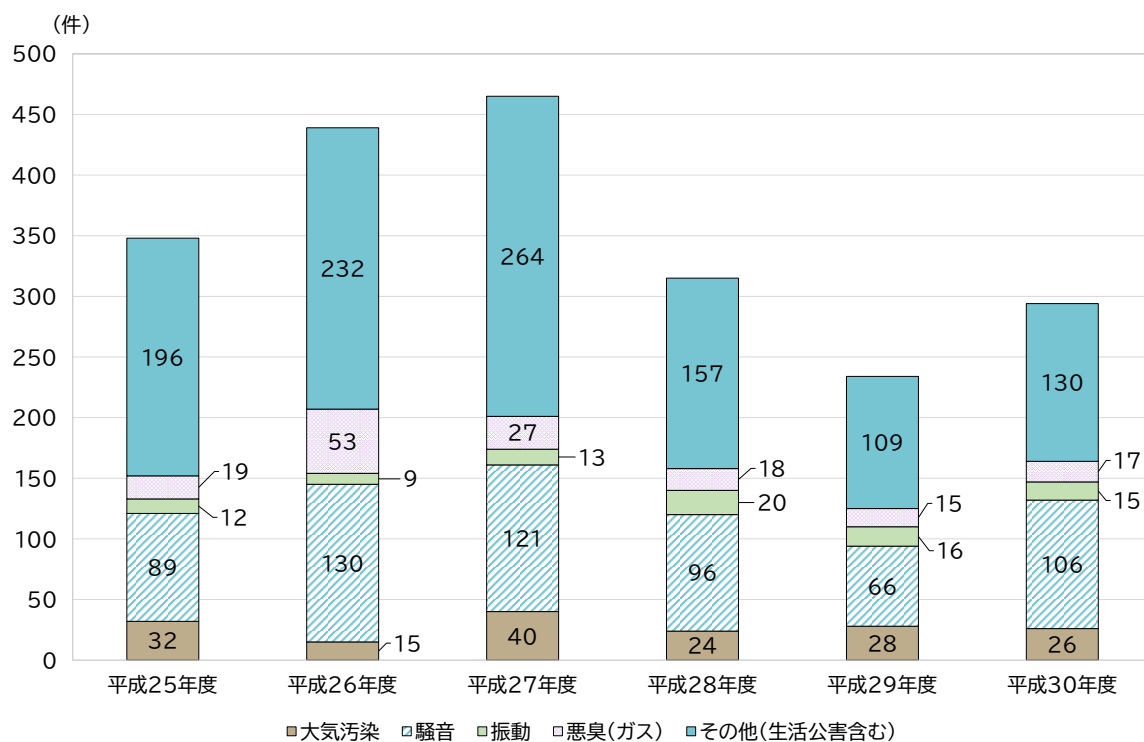
「安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～」の進捗

公害や環境に起因する災害を防ぎ、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちを目指す方針です。

進捗状況

- 建築解体工事関連騒音・振動や光化学スモッグ等、典型7公害の発生を防止するために、引き続き有害化学物質汚染状況の定期的調査・観測や、法令等に基づく事業所への規制・指導等を行ってきました。このことを通じて、公害に関する各種モニタリング調査の結果も安定的に推移しています。
- 住宅や店舗等からの発生音、樹木や雑草の繁茂、犬猫に関するトラブル等、近年増加している生活公害について、適切に対処してきました。

図表 16 公害苦情の受付件数（放射線関連を除く）



武蔵野市の環境保全から作成

- 浸水被害の軽減や公共用水域の水質保全として、住宅や公共施設における雨水浸透施設等の設置を推進するとともに、水の学校や各種イベントを通じて、水循環に関する啓発を進めてきました。また、水の安定供給のために、地盤沈下防止に留意しながら、経年劣化した浄水場施設、水源施設の計画的な維持・更新、配水管路の耐震化を進めてきました。
- 新しい環境問題として、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射線問題への対応、PM2.5等の大気汚染への対応、病原菌を媒介する病害虫への対応等を行ってきました。

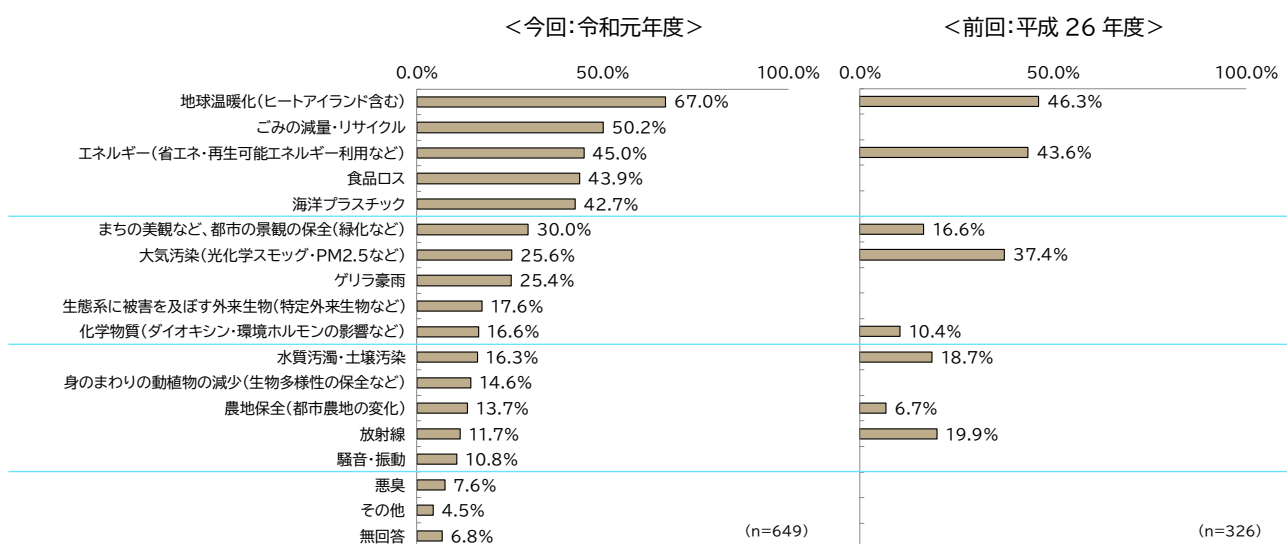
令和元（2019）年度に実施した市民・事業者向けアンケートの結果から、現状を明らかにします。

① 地球温暖化への危機意識はますます高まっている

「優先的に対策していくべきとあなたが思うものは何か」という質問において、最も多かった回答は「地球温暖化（ヒートアイランド含む）」で、67.0%でした。（図表 17）次点の「ごみの減量・リサイクル」の50.2%を大きく引き離しており、また平成 26（2014）年度の市民向けアンケートでは同様の回答が 46.3%だったことから、5年の間に人々の関心が高まったことも窺えます。

なお、この質問において回答が少なかったのは、順に「悪臭」(7.6%)、「騒音・振動」(10.8%)、「放射線」(11.7%) でした。

図表 17 優先的に対策していくべきと市民が考えていること



※前回の欄は、平成 26 年度のアンケートで今回と同じ選択肢を設定していたもののみを表示した。
 なお、用意した選択肢の種類や選択できる数の設定が異なるため、選択した人の割合を単純比較することはできない。

「環境」に関する市民アンケート調査結果から作成

② 環境に対する関心と行動にギャップがある

環境への取り組みを尋ねる質問のうち、5年前の回答と比較可能な 17 の質問すべてで「いつも取り組んでいる」の数値が減少しました。（図表 18）

ただし、令和元（2019）年度市政アンケート調査報告書の結果によると、「今後、重点的に進めてほしいもの」として「緑化推進」は微増傾向、「循環型社会システムづくり」は増加傾向が見られるため、環境に対する関心が大きく失われてはいない現状も見えます。

図表 18 市民が「いつも取り組んでいる」と回答した比率の変化

質問項目		令和元年度	平成26年度
日常での省エネ	不要な照明は、こまめに消している。	74.5%	77.5%
	夏期は自宅や職場などで打ち水を行っている。	7.3%	15.6%
環境に配慮した商品の選択	家電製品購入時は、省エネ性能を重視している。	47.8%	55.2%
	旬の食材や地場の食材などを選んで購入している。(地産地消)	25.3%	46.9%
移動手段について	カーシェアリング(車の共同利用)やレンタサイクルを利用している。	6.9%	7.3%
	自動車の購入、買い替えの際に、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車など環境配慮型の車種を選択している。	26.6%	38.4%
ごみの減量・リサイクル	過剰包装の辞退(レジ袋の辞退、贈答品の包装の簡略化、ブックカバーの辞退など)をしている。	39.5%	57.5%
	食品トレーや牛乳パックの店頭回収に協力している。	42.8%	48.9%
	家具や洋服などの交換・再利用を行っている。	16.2%	19.7%
自然環境・生物多様性への配慮	庭木、花、樹木などについて、自宅に緑を植栽するなど、自然環境に配慮している。	37.0%	46.2%
水環境への配慮	自宅で雨水浸透や雨水再利用を行っている。	5.8%	10.5%
環境学習	環境保全に関する団体やグループの活動に参加している。	1.3%	3.9%
住宅における省エネ・創エネ	家庭用燃料電池や高効率の給湯器を導入している。	17.7%	20.5%
	太陽光発電設備を設置している。	4.2%	4.6%
	太陽熱温水器を設置している。	1.0%	2.3%
	ベランダや屋上・壁面(緑のカーテンを含む)を緑化している。	18.2%	21.5%
	住宅の購入・リフォームの際に、低炭素建築物の認定を受けるなど、省エネ性能を考慮している。	13.5%	42.9%

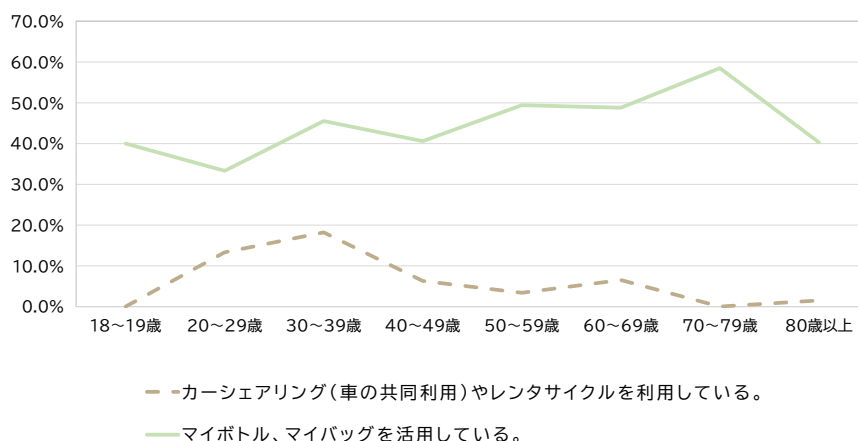
※：無回答・無効回答を除外して集計した。

「環境」に関する市民アンケート調査結果から作成

③ 世代によって取り組んでいる項目が大きく異なる

例えば、「カーシェアリングやレンタサイクルを利用している」という質問において、20代・30代は利用が見られますが、それ以降の年代では利用が少なくなります。(図表19)一方で、「マイボトル、マイバッグを活用している」という質問においては、相対的に20代は活用が少ないですが、70代は活用が多くなっています。このように、環境に対する取り組みは世代ごとに大きく異なっています。

図表19 世代間の取り組みの違い

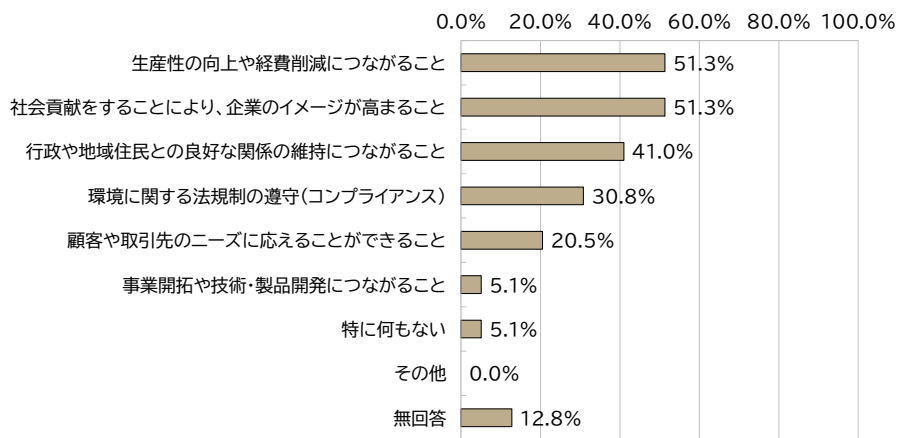


令和元年度「環境」に関する市民アンケート調査結果から作成

④ 事業所は環境への取り組みとビジネスをリンクさせている

多くの事業所は、「環境への取り組みの実施による経営的なメリット」（複数回答）として、「生産性の向上や経費削減につながる」（51.3%）や「社会貢献をすることにより、企業のイメージが高まること」（51.3%）と答えており、環境への取り組みとビジネスをリンクさせています。（図表 20）そのような中で、規模に関係なく多くの事業所がごみの発生抑制や分別、リサイクルといったごみの分野のソフト対策に取り組んでいる一方、接道部緑化や太陽光発電システムの導入等、ハード面の取り組みは全体として少なくなっています。また、既に地域の環境保全に取り組んでいる事業者のうち、46.2%が行政と既に連携している、もしくは今後連携したいという意向を示しています。（図表 21）

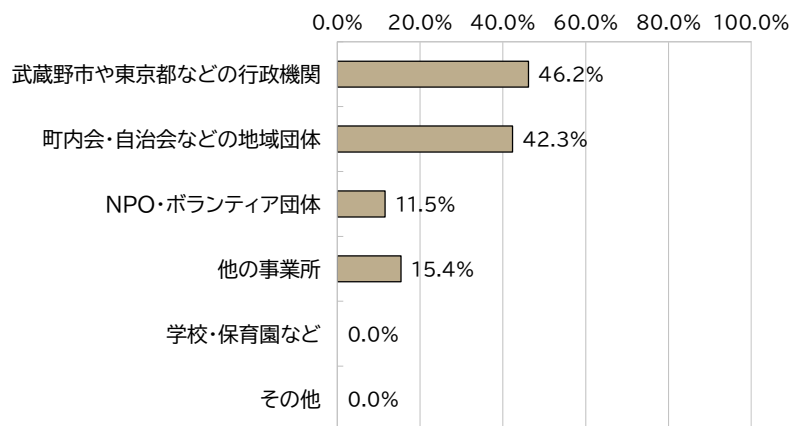
図表 20 環境への取り組みの実施による経営的なメリット



(n=39)

令和元年度「環境」に関する事業者アンケート調査結果から作成

図表 21 事業者が既に連携している団体、今後連携したい団体



(n=26)

令和元年度「環境」に関する事業者アンケート調査結果から作成

① 環境問題の総合的解決

平成 27（2015）年9月に、国連は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）を採択しました。また、平成 30（2018）年4月には、国が第五次環境基本計画を策定しました。これらは社会・経済・環境を一体的に解決する視点が共通しており、幅広い分野を巻き込みながら環境問題を総合的に解決することの重要性が強調されるようになってきています。

② 地球温暖化対策の機運のさらなる高まり

平成 27（2015）年 12 月に COP21 で採択されたパリ協定では、今世紀後半に人為的な理由による温室効果ガス*の排出量を実質ゼロとする目標が掲げられました。これを受けて、温室効果ガスについて、国も平成 28（2016）年には令和 32（2050）年度までに 80%削減とする目標を立て、さらに令和 2（2020）年の菅首相の所信表明演説では、同期限内に全体としてゼロにすることが宣言されました。このように、地球温暖化対策の機運はさらに高まっています。また、気候変動の緩和策*の限界を背景に、国や都はそれぞれ平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度に気候変動の適応策*に関する計画・方針を策定しました。

③ 新しい環境問題としてのマイクロプラスチック問題

新しい環境問題の代表的なものとして、例えばマイクロプラスチックによる海洋汚染が挙げられます。令和元（2019）年6月の G20 大阪サミットでは、共通の世界ビジョンとして 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有されました。また、令和 2（2020）年7月から、日本全国でプラスチック製レジ袋が有料化されました。このように、マイクロプラスチック問題に限らず、ライフスタイルの変化や科学技術の進展に伴い、しばしば新しい環境問題が顕在化することがあります。

④ 新型コロナウイルス感染症の蔓延

令和 2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、人々の暮らしは大きく変化しました。環境との関連でいえば、工業の停滞や各種交通機関の運航中止は、全世界のエネルギー消費を大きく引き下げました。また、再生可能エネルギー*は、発電に多くの作業員を要さない特徴から感染症に強いとされており、コロナ禍において発電量を増加させています。これらのことから、少なくとも一時的には温室効果ガスが世界的に大きく削減されることが見込まれます。さらに、テレワークの普及により人々が自宅で過ごす時間が増えると住宅のエネルギー消費や家庭ごみ、住宅からの生活公害等の増加も予想されます。あるいは、新型コロナウイルスが動物から人へと感染を広げていったのだとすれば、人と動物の適切な距離についても改めて議論が必要かもしれません。

2 武蔵野市の環境の特色・課題

(1) 環境に関する客観的な数値は改善の傾向が見られる

本市における二酸化炭素排出量、一人当たりごみ排出量はいずれも減少傾向にあり、公害に関する各種モニタリング調査の結果も安定的に推移しています。また住宅への省エネ・創エネ機器や雨水浸透施設の設置数は着実に増加しています。このようなことから、緑被率がほぼ横ばいであることを除いて、多くの環境分野において客観的な数値は改善していると言えます。

今後は、これまでの取り組みを継続的に実施するとともに、明確に改善が見られなかった分野についてより一層の推進が必要となります。また、状況が数値に表れにくい分野についても、定性的な評価をもって着実に推進する必要があります。

(2) 環境施策の軸となるリソースが充実している

平成 29（2017）年に新しいごみ処理施設「武蔵野クリーンセンター」が本格稼働しました。ごみの焼却による蒸気や電気を周囲の施設に供給する最先端の施設で、ごみ分野とエネルギー分野を横断的に捉えることができる環境の拠点の一つとなっています。また令和 2（2020）年 11 月には環境啓発施設「むさしのエコ re ソート」が開館し、あらゆる環境分野を取り扱う全市民的な環境啓発施設としての役割が期待されています。さらに、市民、事業者、市の一体的な取り組みの成果として、本市には緑と水のネットワークが充実していることも本市の特徴の一つです。

これらのことから、本市は環境施策の軸となるリソースが充実していると言え、今後はリソースを有機的に組み合わせ、有効に活用しながら事業を実施する必要があります。

(3) コンパクトで創造的な環境施策が求められる

本市は、市域が小さいことや開発の余地が少ないこと、既に人口密度が高い上に当面の間は人口増加が見込まれていること、台地上の平坦な地形という立地条件であること等から、再生可能エネルギーを創り出したり、新しく緑環境や水辺環境を構築したりすることには限界があり、これらは典型的な都市の特徴と言えます。

このため、持続可能な都市を目指すにあたり、本市の環境施策は既存の資源を活用したり、資源の利用を節約したりする視点を常に意識しながら、コンパクトで創造的な環境施策を展開していく必要があります。

(4) 総合的な視点での環境施策が求められる

クリーンセンターがごみの焼却でエネルギーを生み出すのは、ごみ分野とエネルギー分野がつながっている事例です。このように、別々に論じられることが多い環境の分野がつながっていることもあり、一つの分野のみを捉える視点では課題を解決できない場合があります。あるいは、SDGs や国の第五次環境基本計画は、経済、社会、環境の 3 つを不可分のものとして論じており、ここには環境分野と環境以外の分野を複合的に捉える考えも見て取れます。

このため、本市としても環境問題が複数の分野にまたがっていることを念頭に、総合的な視点で環境施策を推進する必要があります。

(5) 環境に関する取り組みが市民の間で多様化している

本市には環境に関する市民団体が多く、またアンケート結果においても環境に関する市民の関心が増加している傾向が見られます。その一方で、前回アンケートと比較して市民の環境配慮の取り組みがやや後退していることも窺えます。また、ある年代ではよく取り組まれていることが、別の年代ではあまり取り組まれていない等、世代間での取り組みの違いも見えます。これらのことを総合的に考えると、環境に関する取り組みが、内容と程度において、市民の間で多様化していると言えるかもしれません。

このため、環境問題が全市民的なアプローチで解決しなければならないことに鑑み、市は多様な市民の関心やニーズ、ライフスタイル等を見極めながら、多くの市民が関与できる仕組みや啓発を心がける必要があります。

(6) 事業者と行政との連携にはまだ余地がある

事業者は環境に関する取り組む主体の一つとして、重要な役割を担っています。そのような中で、アンケート結果においては、既に地域の環境保全に取り組んでいる事業者のうち、46.2%が行政と既に連携している、もしくは今後連携したいという意向を示しています。一方で、グリーンパートナー制度や省エネルギー設備等導入資金の融資あっせんといった事業者と行政が連携する仕組みの一部は、十分に機能しているとは言い難いものもあります。

このため、市は事業者が環境に関する取り組みをビジネスモデルに組み込めるよう意識しながら、両者の有効な連携の仕組みを整える必要があります。

(7) ますます地球温暖化対策が重要になっている

地球温暖化の深刻化を背景に、その対策について、国際的にはより踏み込んだ内容のパリ協定の採択があり、これを受けて国や東京都も温室効果ガスや二酸化炭素に関する排出量削減の数値目標を明確に示しています。また、平成30(2018)年6月の気候変動適応法の成立に見られるように、緩和策だけでなく適応策に関する動きも加速しています。さらに、この流れに呼応するように、本市の市民向けアンケートにおいても、市民の間で地球温暖化が最も重要視されている状況が見られ、その割合は5年前から大きく増加しています。

このため、市は地球温暖化対策を喫緊かつ重要な課題と位置付けながら、より一層の地球温暖化対策として、従来からの緩和策を強化することはもちろん、適応策もあわせて推進する必要があります。

(8) コロナ禍から新しい社会のあり方が定着しつつある

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会環境や人々のライフスタイルは大きく変化しました。今後、新型コロナウイルス感染症に係る状況がどのように展開していくのかは予測できない部分が多いですが、少なくとも例えばテレワークの普及は新型コロナウイルス感染症の蔓延が完全に終息したとしても、不可逆な社会の変化として定着する可能性があります。テレワークの普及については、土地利用の8割以上が住居系である本市からすれば無視できないインパクトを持つ可能性があり、環境に関しては家庭でのエネルギー消費や家庭ごみの増加、住宅を原因とする生活公害の増加等が想定されます。また、新型コロナウイルスは動物から人へと感染を広げていったとも言われているため、人と動物の共生についても新しいあり方が必要になるかもしれません。このため、市は新型コロナウイルス感染症に係る状況とそれに伴う社会の変化を注視しながら、新しい社会に即した環境施策を展開する必要があります。



第3章

武蔵野市の環境施策が目指すもの



1 基本理念

第2章を踏まえ、本計画において以下の基本理念を設定します。この基本理念をもとに、環境方針ごとに施策を推進します。

「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」

本市を取り巻く環境に関する課題は多様で、それぞれに深刻です。この解決にあたっては、市はもちろん、市民、事業者等が一丸となって取り組むことが重要です。

このことを前提に、市の役割とは、「つなげる」ことと「ひろげる」こと、「ひきつぐ」ことを意識した施策の推進であると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的・有機的に「つなげる」こと、市民や事業者、行政といった多様な主体を「つなげる」こと。市民や事業者を巻き込んだ環境配慮の輪を「ひろげる」こと、本市の取り組みを他の自治体はもとより日本中、世界中に「ひろげる」こと。そして、「つなげる」こと、「ひろげる」ことを通じてつくるよりよいまちを、次世代に「ひきつぐ」こと。

これら「つなげる」、「ひろげる」、「ひきつぐ」を実践するまちの姿を、第四期環境基本計画で掲げた「スマートシティ」の意味をより鮮明にするかたちで「環境都市」として位置づけ、本計画の基本理念とします。

2 施策体系

つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの

すべての環境方針に共通する前提
あらゆる人を環境の当事者に

環境方針 1 (地球温暖化・エネルギー)

地球温暖化に正面から対峙する
「ゼロカーボンシティ」を目指します

これからの家庭における効率的なエネルギー活用の推進

事業者のニーズに応じた支援・連携の推進

公共施設における先進的なエネルギー施策の推進

新しい地球温暖化対策の検討

地球温暖化の適応策の体系化と推進

環境方針 2 (廃棄物)

ごみの新しい価値を見出しながら、
循環型社会を推進します

一歩進んだごみの発生抑制の推進

ごみ・エネルギー施策の拠点であるクリーンセンターの活用

総合的な視点によるプラスチック対策の推進

新しいごみ問題の研究と対策の推進

環境方針 3 (自然環境)

武蔵野らしさを大切に、人と自然が
調和したまちをつくります

武蔵野らしい生物多様性の向上

量・質ともに豊かな緑環境の保全・創出

水循環都市の構築の推進

農地・農業を軸とした環境のネットワークの推進

環境方針 4 (都市環境)

環境に優しい都市基盤のリニュー
アルを推進します

環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進

環境負荷の低い交通体系の構築

環境を切り口とした住宅施策の展開

まちと調和した景観、美観の向上

環境方針 5 (公害・災害)

安全で快適なまちづくりの
ために、公害・災害対策を推進します

典型的な産業公害等への対応

生活公害に関する啓発の推進

人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保

環境問題に起因する災害への対応

3 全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～

刻々と変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠です。このため、全ての環境方針に共通する前提として環境啓発を位置づけ、あらゆる人が環境の当事者になるよう行動や意識の変容を促します。



環境啓発の5つの方向性

① むさしのエコreゾートを拠点とした環境啓発の推進

令和2（2020）年11月に、環境啓発施設むさしのエコreゾートが開館しました。同施設は、地球温暖化・エネルギー、ごみ、緑、水、生物多様性等、様々な環境の分野について、全ての市民にわかりやすく啓発し、環境に配慮した行動を広げることを通じて、より良いまちづくりにつなげていくことを目指しています。今後は、各部署にまたがる環境啓発事業を体系化した上で、同施設を拠点とした環境啓発を推進します。

② 環境啓発に関する総合的なネットワークの構築

環境問題の解決には、市だけでなく、市民はもちろん、市民団体、事業者、近隣自治体等、多様な主体が協力して取り組むことが重要です。したがって、これまで環境分野ごとに連携してきた市民や市民団体、事業者、近隣自治体等との関係を生かしながら、環境に関する総合的なネットワークを構築し、主体がそれぞれに行う取り組みの支援を図るとともに、新たなつながりが新たな価値を生み出す仕組みを検討します。

③ 多様な価値観や関心に訴える学びの機会の創出

人々の価値観の多様化を背景に、市民向けアンケートにおいて、取り組みが世代によって大きく異なることや、取り組んでいる人と取り組んでいない人が二極化している可能性が見られます。このことを踏まえ、市は地球規模の環境問題と人々の身近な生活環境のリンクによる知的好奇心の喚起を意識しながら、多様な市民の価値観や関心に訴えかける学びの機会を創出します。

④ 新しいテーマ、新しい視点の環境情報の発信

例えば、マイクロプラスチックによる海洋汚染のように、人々の生活様式の変化や環境に関する研究の進展等によって新しい環境問題が顕在化することがあります。あるいは、Society 5.0が想定するような高度な情報技術の活用によるエネルギー需給予測やエネルギー地域間融通等は、科学技術の発展によって生み出される環境問題の新しい解決方法と言えます。このように、次々と現れる新しい環境のテーマについて、市は確実な情報収集を行いつつ、市民と共

有していきます。また、とあるテーマを扱うにあたり、エネルギーやごみ、緑、水といった一つの環境の分野の視点にとどまらないことはもちろん、子育てや文化、教育、福祉、経済、生涯学習といった環境以外の分野の視点も取り入れる等、これまでにない切り口の環境情報を発信します。

⑤ 環境マネジメントシステムを通じたさらなる市職員の意識の向上

市では、環境に関する事務事業を計画的、効率的に管理するために、平成 12（2000）年から国際規格である ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを導入し、そして平成 29（2017）年には市独自の環境マネジメントシステムに移行しました。このことを通じて、市職員の価値観の定着やノウハウの蓄積が実現し、市の行う多くの事務事業が環境に配慮したものとなっています。今後は、市独自の環境マネジメントシステムへの移行から4年が経過したことを踏まえ、環境に配慮した事務事業の遂行の観点と、市職員の環境に対する意識をさらに向上させる観点をあわせ持ちながら、システムを継続的に改善していきます。また、本市の運用するシステムが事業者や他自治体の模範となり、環境配慮行動が広がっていくことを期待して、システムの積極的な広報のあり方を検討します

4 環境方針

基本理念に基づき、分野ごとに5つの環境方針を設定します。

環境方針1(地球温暖化・エネルギー)



地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します

地球温暖化が深刻さを増している中で、今後は温室効果ガスを抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動の中を生き抜いていくための「適応策」も重要になります。このため、市は強い危機感を持ちながら、「緩和策」と「適応策」の両輪について、着実に、そして創造的に地球温暖化対策を推進します。

施策の方向性

① これからの家庭における効率的なエネルギー活用の推進

家庭におけるエネルギー消費量は市全体の約4割を占めています。ただし、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりテレワークが社会に浸透すると、家庭におけるエネルギー消費量が増加していく可能性があります。このことを踏まえながら、住宅の省エネ機器等に対する既存の助成制度について、新技術や新製品に関する情報収集や市民ニーズの把握を行いながら、さらに使いやすい制度に向けて定期的な改善を行います。また、排出係数の低い電気事業者の選択が地球温暖化の解決につながることを周知しながら、市民がクリーンな電気を購入することを促します。

② 事業者のニーズに応じた支援・連携の推進

商業地域のエネルギー消費量は市内全体の約4割を占めているため、対策の重要性は家庭と同じく大きいと言えます。しかし、市がこれまで運用してきたグリーンパートナー制度や環境改善整備利子補給制度といった既存の事業者支援制度は、事業者のニーズの変化等とともに利用されにくくなっている現状が窺えます。したがって、きめ細かい事業者への支援やより深い事業者との連携を実現するために、市は業種や事業規模に応じた事業経営の視点に立ちながら、既存の制度の抜本的な改善や新規制度の創設の検討を行います。

③ 公共施設における先進的なエネルギー施策の推進

クリーンセンターのごみ発電を核として周辺公共施設や市立小・中学校を連携させるエネルギーの地産地消プロジェクトが、令和2(2020)年度に完結しました。今後は、新たに公共施設の建設に際する環境配慮基準を設定した上で、地産地消プロジェクトを一つのモデルケースとしながら、エネルギーをスマートに創り、活用するための先進的な施設整備を引き続き進め、あわせて施設同士のエネルギー連携も検討します。その際、これら公共施設が民間施設の模範となるよう積極的に施設機能の周知を行ったり、学校施設については子どもたちの環境学

習と連携できる視点を取り入れたりする等、施設を通じた環境啓発についても意識しながら整備を進めます。

④ 新しい地球温暖化対策の検討

市はこれまでごみ発電や地中熱の活用、水素自動車の導入等、新しいエネルギーを活用する事業を推進してきましたが、エネルギーに関する技術は日進月歩です。今後も引き続き情報収集を行いながら、例えば吉祥寺駅前の賑わいをエネルギーとして活用する振動発電の導入等、地域特性を生かすことを意識しながら新しいエネルギーの活用について検討します。あわせて、排出権取引やPPS*切り替え、自己託送等、間接的に温室効果ガスを削減する手法についても研究します。

⑤ 地球温暖化の適応策の体系化と推進

様々な研究により地球温暖化の抑制には限界があると言われています。このような中で、温暖化を抑制する「緩和策」だけでなく、温暖化の中を生き抜いていくための「適応策」に注目が集まっており、国や都でもこれに関する計画や方針が策定されています。したがって、市においても、気候変動による災害対策や気温上昇による働き方改革、農業のあり方の変更等、多岐にわたる適応策について体系化した上で、関連部署と連携しながら、地球温暖化の中を生きるための施策を総合的に推進します。

環境方針2(廃棄物)

ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します



ごみ減量の取り組みは着実に実施されていますが、さらなる減量や新しいごみ問題への対応等、課題も残されています。そのような中で、武蔵野クリーンセンターでは「ごみ発電」を行い、ごみの捉え方について新しい視点をもたらしました。今後は、「ごみ発電」のようにごみの新しい価値を見出しながら、ごみ減量を軸とする循環型社会を一層推進します。

施策の方向性

① 一歩進んだごみの発生抑制の推進

本市における家庭ごみの排出は着実に減少を続けているものの、依然として削減目標である1人1日当たり600gを超過しています。今後も本市は人口増加が見込まれているため、市全体のごみ発生量を抑制する観点から、さらなる抑制策が必要です。このため、ごみの埋立てに関する逼迫した状況を市民に喚起しながら、従来からの3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する取り組みを引き続き推進するとともに、そもそも不要なものは作らない、買わないという市民、事業者の意識を啓発する事業もあわせて推進します。

② ごみ・エネルギー施策の拠点であるクリーンセンターの活用

平成29(2017)年、新しいごみ処理施設として武蔵野クリーンセンターが本格稼働しました。ごみの処理能力が高性能であることはもちろん、ごみの焼却による蒸気や電気を周囲の施設に供給することもできる最先端の施設です。引き続き適切なごみの処理を行うとともに、ごみをエネルギーという資源に変換する同施設の機能を最大限に生かすために、新しいごみの分別・収集・処理のあり方やさらなるエネルギーの地産地消について検討します。

③ 総合的な視点によるプラスチック対策の推進

プラスチック製品による地球温暖化問題への悪影響や海洋汚染を背景に、令和2(2020)年7月より、全国でプラスチック製レジ袋の有料化が開始されました。このようにプラスチック問題に関する機運が高まる中で、市はこの問題がごみ問題だけでなく地球温暖化、自然環境保全、事業者の経済活動等とも関連していることを念頭に置きながら、プラスチックに替わる素材の利用促進・普及啓発、自主回収や発生抑制に関する事業者への働きかけ等、総合的な視点をもってプラスチック対策を検討していきます。

④ 新しいごみ問題の研究と対策の推進

マイクロプラスチックや食品ロス、災害廃棄物処理等、人々のライフスタイルや社会情勢等の変化等に伴い、新しいごみ問題が顕在化しています。これらはいずれもごみの分野の視点のみでは解決が難しい問題で、行政の各部署が連携することはもちろん、市民や事業者との連携も不可欠です。このため、市は新しいごみ問題に関する情報収集を積極的に行いながら、様々

な主体とともに新しい施策の展開について研究し、対策を推進します。

環境方針3(自然環境)

武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります



緑や水といった自然環境は、生活にうるおいを与えるのはもちろん、生態系*の保全や防災、地域の活性化や歴史の継承等にも大きく寄与しています。このため、広域的な視点を持ちながらも、武蔵野らしい自然環境とはどのようなものであるかを見極め、人と自然が調和したまちづくりを推進します。

施策の方向性

① 武蔵野市らしい生物多様性の向上

平成30(2018)年度、令和元(2019)年度に市内の生物生息状況調査を実施し、生物多様性に関する市内の概況がわかりました。今後は、これをもとに、生物多様性を考える上で広域的な視点が必要であることを踏まえながら、武蔵野市らしい生物多様性がどのようなものかを見極め、その維持・向上のための施策を関係課が連携して推進します。

② 量・質ともに豊かな緑環境の保全・創出

公園緑地の整備等により公有地の緑は増加していますが、私有地の緑は維持管理の負担や相続による住宅化等により減少傾向にあります。このことを前提に、市は公有地・私有地ともに緑を増やし、緑被率や緑視率を増加させることはもちろん、緑が生物多様性や地球温暖化対策、防災、文化、教育等に資することにも着目し、市民や事業者と連携しながら質の高い緑環境を保全・創出するための施策を推進します。あわせて、都市の生活が大気保全や雨水涵養の点多摩の森林に支えられていることに鑑み、広域的な視点で緑を支える取り組みを進めます。

③ 水循環都市の構築の推進

近年の都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等、様々な問題が顕著となっています。このような状況で健全な水循環を維持、回復するため、引き続き市民・事業者との協働により、雨水の貯留・浸透施設の設置を推進し、昭和20年代の水収支を目指すことを通じて、身近な水辺の創出、湧水の復活、生物多様性の向上、ヒートアイランド現象の緩和等、総合的な環境問題の解決につながる取り組みを進めます。あわせて、限りある資源である地下水について、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら、適切な揚水量の確保に努めます。

④ 農地・農業を軸とした環境のネットワークの推進

農地は緑環境の一つであり、同時に都市部の貴重なオープンスペースとしての役割や災害時における役割、食育*に資する役割等も期待されていますが、さらに農業という経済活動の拠点であるという特色があります。このことを踏まえ、複合的な視点を持ちながら市は農地を保

全するための各種施策を引き続き推進し、緑環境の保全に努めます。あわせて、農産物を流通させるためのエネルギー消費や農産物に係る食品ロスといった緑分野以外の環境の視点も取り入れながら、農業の振興を図ります。

環境方針4(都市環境)

環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します



都市空間が魅力的なものであるための一つの要素として、良質な景観を創出することはもちろん、エネルギーやごみ、緑や水等、様々な意味において環境に優しいことが重要です。このため、道路や下水道等のインフラ、学校等の公共施設が更新の時期を迎えていることも踏まえながら、都市基盤をさらに環境に優しいものへとリニューアルしていきます。

施策の方向性

① 環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進

現在、多くの公共施設・都市基盤施設が更新時期を迎えています。このタイミングにおいて、まず建築物については、公共施設の環境配慮が民間の建築物に波及して持続可能なまちづくりにつながることを期待し、公共施設の環境配慮基準を設定した上で、これに基づき施設整備を進めます。道路、上下水道管、公園等の建築物以外の公共施設については、引き続き緑の確保や雨水の浸透といった視点を持ちながら整備を進め、あわせてグリーンインフラ*の整備についても検討し、より一層の環境負荷の低減を図ります。

② 環境負荷の低い交通体系の構築

自動車や自転車、電車といった乗り物は、エネルギーや地球温暖化、大気汚染の領域に関わるものです。また、道路については、街路樹や透水性舗装*といった点で、緑と水の領域に関わってきます。このように、都市基盤を支える交通体系は環境と切り離して考えることはできません。このため、市は新型コロナウイルス感染症の影響による人々の移動のあり方の変化を念頭に、社会環境や交通需要等をよく見極めながら、人も車も使いやすい道路空間の整備や自動車の渋滞緩和、二酸化炭素を排出しない乗り物である自転車の走行・駐輪環境の整備、クリーンなエネルギーを使用する自動車・公共交通機関の普及啓発・利用促進、街路樹の整備、透水性舗装の整備等の一連の交通体系を、総合的・複合的な視点をもって構築します。

③ 環境を切り口とした住宅施策の展開

本市は住宅系の都市計画用途地域の指定が8割以上となっており、明確な住宅都市としての性質があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及は、住宅施策がますます重要になっていくことを示唆しています。これらのことを前提とすると、住宅を環境の切り口で捉えた施策は、環境に優しいまちづくりを推進していく上で大きな柱になります。今後は、エネルギー対策の観点から住宅に設置する省エネ設備の助成制度や、住宅の廃棄物を抑制する観点から住宅の長期使用のための施策、景観向上及び住宅ストックの活用観点から空き住宅対策等、様々な環境の切り口から住宅を捉えながら、関係部署や専門団体等と連携しながら各種施策を展開します。

④ まちと調和した景観、美観の向上

住宅街・商業施設・寺社・文化施設・自然環境等が調和した景観は、本市の魅力の一つになっています。そのような中で、大人も子どもも快適に過ごすことができる質の高い景観づくりが求められており、さらにシビックプライド*の醸成においても景観の重要性が増しています。これら維持、向上のために、平成 29（2017）年に策定された武蔵野市景観ガイドラインに基づき、既存の景観資源や地域特性を生かしながら、まちと調和した景観形成を進めます。あわせて、屋外広告物の規制のあり方の検討や無電柱化のさらなる推進を図ります。また、市民や事業者等と連携しながら、一斉清掃や路上喫煙・ポイ捨て対策、落書き対策等のまちの美化に関する施策を引き続き推進します。

環境方針5(公害・災害)



安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します

まちの安全さや快適さは様々な要素から構成されていますが、その一つに良質な環境があります。このため、市は高度経済成長期に顕在化した産業公害についてはもとより、近年増加している生活に起因する公害、いわゆる生活公害やペット等に関する対策、そして気候変動に伴う災害への対策を総合的な視点をもって推進します。

施策の方向性

① 典型的な産業公害等への対応

市内には、公害の典型的な発生源としての事業所は少なく、事業活動においても周辺に公害を発生させないことが定着しつつありますが、建設工事関連の騒音や飲食店等に関する苦情・要望は、毎年一定程度市に寄せられています。今後とも、これらの公害発生を防ぐため、法令に基づく事業所への指導・勧告等を継続的に行いながら、「武蔵野市公害防止に関する条例」の改正等、時代に合致したルールづくりを検討します。あわせて、まちなかの臭気対策について、引き続き地域と連携しながら、ビルピット*の改修等の対策を進めます。

② 生活公害に関する啓発の推進

近年、人々のライフスタイルや価値観の変化を背景に、住宅や店舗等からの発生音、雑草の繁茂や樹木の越境、犬猫に関するトラブル等、典型7公害以外のいわゆる生活公害の苦情・相談が多くなっています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響でテレワークが普及し、人々が自宅で過ごす時間が増えるようになると、住宅関連の生活公害も増えていく可能性があります。違法行為を除き、生活公害の多くは当事者間での解決が原則で、また誰もが加害者になりうるという特徴があります。このことを念頭に、市は今後とも解決に向けて当事者に適切な助言を行うことはもちろん、トラブルの発生を防ぐための啓発を推進します。

③ 人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保

ペットを飼うことは人々の生活を豊かにしますが、しばしばペットに関するトラブルが起きたり、社会におけるペットの位置づけが提起されたりすることがあります。このため、従来からの愛護動物に関する啓発や飼い主のいない猫対策を継続的に実施するとともに、災害時のペット対策等、社会における愛護動物のあり方についても検討課題とし、関係機関と協力して取り組みます。一方で、ねずみ、ゴキブリ、スズメバチ、蚊といった害獣・害虫と一般に呼ばれる生きものは、人との共生が難しいことから適切な距離を保つ必要があります。また、新型コロナウイルスは動物から人へ感染を広げていったとも言われているため、害獣・害虫とみなされていない生きものについても、人との距離を考える必要があるかもしれません。このため、人と動物の本質的な共生のあり方を念頭に、今後も知見を有する関係機関と連携を図りながら、適切な方法で捕獲、駆除等の対応を行うとともに、市民に注意喚起する啓発を行います。

④ 環境問題に起因する災害への対応

本市においては、環境問題に起因する災害として、地球温暖化を一因とする大型台風や集中豪雨等の風水害が挙げられます。このため、環境施策を災害対策の視点からも捉え、エネルギーの地産地消のさらなる展開や、公共施設への雨水貯留浸透施設の設置、透水性舗装の整備、緑環境の保全・創出等を推進します。また、大型台風や集中豪雨の発生自体を抑制するための一助として、従来通り地球温暖化対策の緩和策もあわせて推進し、総合的な視点で市民の生命、財産を守ります。

